

入札公告第 2 7 号

下記の業務委託について、次のとおり条件付一般競争入札（以下「入札」という。）を執行するので、川越町会計規則（昭和51年規則第 2 号）（以下「規則」という。）第73条の規定に基づき公告する。

令和 7 年 2 月 7 日

川越町長 城田 政幸

1 入札に付する事項

件名	令和 7 年度 川越町ふれあいバス運行管理業務		主 管 課	福祉課
納入（履行）場所	三重県三重郡川越町内及び一部朝日町			
内 容	仕様書のとおり			
納入（履行）期限	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで			
参加する者に必要な資格に関する事項	次に掲げる要件を全て満たしていること。 （１）町の競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、業種種目が大分類「その他」の中分類『運送・運搬』のうち、業務が『バス運行(バス借り上げ含む)』として登録された者で且つ道路運送法（昭和26年法律第183号）第 4 条の許可を有するものであること。 （２）北勢 5 市 5 町（※）又は津市内に本店、支店又は営業所を有し、過去 3 年間において、同業務の契約を締結した実績を有するものであること。 ※北勢 5 市 5 町…四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町			
入 札 方 法	郵便入札・総価・入札回数 2 回 ※詳細は「川越町郵便入札の手引き」を参照。			
入札参加申請受付	期間	本公告日から令和 7 年 2 月 1 4 日正午必着		
	方法	郵送又は窓口持参		
	場所	川越町役場総務課		
	提出書類	ア 一般競争入札参加資格確認申請書（指定用紙。以下「申請書」という。） イ 履行実績を証する書類の写し（契約書の該当部分、仕様書、設計書等） ウ 一般乗合旅客自動車運送業を実施している事業者である事を証明する写し		
質 問	令和 7 年 2 月 1 7 日正午までに福祉課へ申し出ること。 質疑書はA4版サイズで社名を記名の上、郵送・電子メール・FAX・窓口持参のいずれかにて提出すること。窓口持参以外の方法にて提出の場合は、電話にて到達確認を行うこと。 回答は令和 7 年 2 月 1 9 日正午からホームページにて公開する。質疑に対する個別の回答は行わない。また、回答に対する問い合わせ及び異議申し立ては受け付けない。			
入札参加資格の確認結果通知	入札参加資格のない者のみ令和 7 年 2 月 1 8 日に電話により連絡する。参加資格があると認められた者については、連絡しない。			
入札書到達期限	令和 7 年 2 月 2 6 日 1 7 時 1 5 分 必着			
開 札 日 時	令和 7 年 2 月 2 7 日 9 時 4 5 分			
開 札 場 所	川越町役場 2 階 大会議室			
入 札 保 証 金	免除			
契 約 保 証 金	川越町会計規則による			
予 定 価 格	非公表			
最低制限価格	なし			
支 払 い 条 件	前払金及び部分払：なし 概算払：なし 委託料の支払いは、各月末までの業務に対し、原則として翌月払いとする。			
そ の 他	本入札では、「積算根拠資料等」の提出は必要ありません。			

2 入札に参加できる者の資格条件

① 上記 1 に掲げる参加に関する事項の要件を全て満たしている者
② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者
③ 競争入札資格者名簿に登録されている者
④ 公告から入札までの間に、川越町から資格（指名）停止を受け、又はその期間中でない者
⑤ 手形交換所から取引停止処分を受けている等経営状況が著しく不健全でない者
⑥ 同一入札の参加業者間において、資本面又は人事面において関連がない者

3 入札参加資格の確認結果

- (1) 一般競争入札への参加を希望する者は、当該案件の一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び関係資料を入札参加申請受付期間内に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 入札参加資格がないと認めた者には、入札参加申請受付終了日の翌々日（役場閉庁日の場合は、翌平日）に電話により通知する。入札参加資格があると認めた者への通知は行わない。
- (3) 入札参加資格がないと認められた者は、無資格通知を受けた日から起算して2日以内に書面によりその理由について説明を求めることができる。
- (4) 前号の理由は、説明を求めることができる期間の末日から起算して3日以内に書面で回答する。

4 入札書に関する事項

- (1) 入札書は町指定様式を用いること。
- (2) 入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって決定額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を減算した金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札書は、封筒（任意）に入れ、封印し、入札（開札）日、件名、入札者の氏名（法人にあっては、名称）及び住所を記入すること。

5 入札の無効

規則第82条のいずれかに該当するほか、次の各号のいずれかに該当するときは、その者の入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- (2) 金額を訂正した入札書を用いて提出したとき。
- (3) 川越町郵便入札の手引きの入札の無効事由に該当するとき。
- (4) その他町長があらかじめ指示した条件に違反したとき。

6 入札の失格

次の各号のいずれかに該当するときは、その者は失格とする。

- (1) 最低制限価格を設けている案件については、入札金額が最低制限価格を下回る入札をした者。
- (2) 入札金額が、前回の入札における最低金額と同額以上の入札をした者。
- (3) 予定価格事前公表対象の案件については、その予定価格より高い金額で入札した者。
- (4) 指定した期日又は期限までに入札書を提出しない者。

7 入札の中止等

- (1) 天災その他やむを得ない事由により入札を執行できないと認められたときは、入札を延期し、又は中止する。
- (2) 入札が延期又は中止となった場合における費用は、入札参加希望者の負担とする。

8 その他

- (1) 資料作成に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。
- (2) 一度提出した入札書及び資料の書換え、引換え又は撤回をすることは認めない。また、資料の返却は行わない。
- (3) 入札を辞退する場合は、入札日時又は町長が指定する日時までに入札辞退届（町指定様式）を川越町役場総務課へ提出すること。

9 問合せ先

○仕様書等に関すること

川越町役場 福祉課

〒510-8588 三重県三重郡川越町大字豊田一色280番地

電話番号 059-366-7116 FAX番号 059-365-5380

Eメール k-fukushi@town.kawagoe.mie.jp

○入札に関すること

川越町役場 総務課

〒510-8588 三重県三重郡川越町大字豊田一色280番地

電話番号 059-366-7113 FAX番号 059-364-2568

Eメール k-soumu@town.kawagoe.mie.jp